平成２３年（フ）第５５７号
滋賀県甲賀市水口町北泉２丁目58番地―101号
債務者　西海　　剛
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６９号
兵庫県川西市笹部１丁目13番25号５、前住所大阪府豊能郡豊能町ときわ台５丁目８番地の９
債務者　中川　幸司
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１０８４号
兵庫県尼崎市久々知西町２丁目４番21―301号
債務者　奥田　幸江
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３号
兵庫県豊岡市但東町平田895番地
債務者　松岡　敬子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
愛媛県今治市延喜甲285番地１、旧住所愛媛県今治市玉川町小鴨部甲532番地１
債務者　八木　　清
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第５号
福岡県久留米市北野町大城555番地１
債務者　野口マル子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第８５号
福岡県筑後市大字西牟田3985番地10
債務者　田中　数恵
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第８３０号
北九州市八幡西区永犬丸西町１丁目10番17号
債務者　下川　成幸
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１１１０号
北九州市門司区北川町７番４―201号
債務者　米川ゆき江
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７号
北九州市小倉南区北方２丁目31番31―303号
債務者　髙橋　　馨
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５０３号
宮崎市大工３丁目82番地　オクトワール宮崎西弐番館207号
債務者　藤岡　冨枝
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５１１号
宮崎市大橋１丁目174番地　マルケンコーポ103号
債務者　岩満　好一
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５１７号
宮崎市江平中町８番地２　ロイアルビル201号
債務者　森山智保子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５３０号
宮崎県児湯郡新富町大字新田8337番地
債務者　廣嶋真李子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１号
宮崎県東臼杵郡椎葉村大字不土野727番地
債務者　椎葉　理恵
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第７号
宮崎県延岡市舞野町2303番地４
債務者　佐藤　健二
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１９７号
鹿児島県鹿屋市吾平町麓3626番地　西原115、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市吾平町麓3626番地
債務者　命苫　良文
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係